

福岡県公報

令和 4 年 11 月 15 日
第 349 号

目 次

告 示 (第 972 号 - 第 979 号)

○道路の占用の制限	(道路維持課)	1
○道路の占用の制限	(道路維持課)	2
○道路の占用の制限	(道路維持課)	2
○道路の占用の制限	(道路維持課)	2
○道路の占用の制限	(道路維持課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
公 告		
○落札者等の公示	(がん感染症疾病対策課)	4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	5
○一般競争入札の実施	(情報政策課)	6
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂 防 課)	10
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13

選挙管理委員会

○令和 3 年 10 月 31 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職
の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正
(行財政支援課) ……………13

告 示

福岡県告示第 972 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 37 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
南筑後	県道	久留米柳川線	三潞郡大木町大字八町牟田 8 番 2 先から 三潞郡大木町大字絵下古賀 460 番 1 先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 11 月 29 日

福岡県告示第973号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占有を制限する区域
南筑後	県道	久留米柳川線	三潞郡大木町大字大角1551番2先から三潞郡大木町大字大角1546番1先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和4年11月29日

福岡県告示第974号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占有を制限する区域
南筑後	県道	湯辺田瀬高線	みやま市瀬高町廣瀬1009番1先からみやま市瀬高町小田226番1先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和4年11月29日

福岡県告示第975号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	占用を制限する区域
南筑後	県道	久留米 柳 川 線	柳川市蒲生1109番1先から 柳川市蒲生1041番2先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和 4 年 11 月 29 日

福岡県告示第976号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	占用を制限する区域
南筑後	県道	久留米 柳 川 線	柳川市蒲生1041番2先から 柳川市金納40番2先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和 4 年 11 月 29 日

福岡県告示第977号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 4 年 11 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

福津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県 道	玄 海 島 線 田 福 間	前	宗像市深田13番1先から 宗像市深田85番2先まで	10.1 ～ 19.8	209.1
			前	宗像市深田13番1先から 宗像市深田85番2先まで	11.5 ～ 113.6	219.1
			後	宗像市深田13番1先から 宗像市深田85番2先まで	11.5 ～ 26.0	209.1

福岡県告示第979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年11月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

北九州	玄 海 島 線 田 福 間	宗像市深田13番1先から 宗像市深田85番2先まで
-----	------------------	------------------------------

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
名称 通所系、訪問系及び入所系の高齢者施設等の職員等を対象とした新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キット配布等業務
数量 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和4年10月11日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
ヤマト運輸株式会社福岡主管支店
(2) 住所
福岡市東区蒲田3-27-16
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
41,345,887円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条 1 (d)に該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

庁内ウェブ会議システム構築業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法

律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

- 年度分)、個人にあつては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票(様式第4号)
- ケ 営業概要表(様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)
- ツ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和4年12月2日(金曜日)までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

庁内ウェブ会議システム構築業務委託

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内デジタル化推進係

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第371号)」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和4年12月26日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具 (電気通信機器)	AA
13	04	調査統計	AA
13	07	ソフトウェア開発	AA

(2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと (更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内デジタル化推進係 (県庁行政棟6階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3198 (ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和4年11月15日(火) から令和4年12月6日(火) までの福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条第1項に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで (午前11時30分から午後0時30分を除く。)

(2) 交付場所

5の部局とする。

9 入札説明会の開催

(1) 日時

令和4年11月24日(木) 午後2時00分から

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階北棟西側 情報政策課ミーティングルーム

10 入札参加申請書の提出期限等

(1) 提出期限

令和4年12月6日(火) 午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期間内必着) で行う。

(4) その他

ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。

イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。

ウ 入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は「入札辞退届」を5の部局に提出

すること。

11 仕様申立書の提出及び承認

納入しようとする製品が、1の(2)に示した仕様を満たす製品であることの証明として、「仕様申立書」を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和4年12月12日（月） 午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

(4) その他

ア 提出した仕様申立書について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

イ 令和4年12月21日（水）までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

12 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法等

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年12月23日（金） 午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「12月26日開封庁内ウェブ会議システム構築業務委託に係る入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「12月26日

開封庁内ウェブ会議システム構築業務委託に係る入札書在中」と朱書きしなければならない。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の名前を記載し、代表者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載し、代理人の印鑑（私印）を押印すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

13 開札の日時、場所及び方法等

(1) 日時

令和4年12月26日（月） 午前10時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階北棟西側 情報政策課ミーティングルーム

(3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合におい

て、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者が不在の場合の措置

開札の結果、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

18 Summary

(1) The name of contract matter

Business consignment contract of the construction for closed area network video conference system.

– The details are described in the manual of this tender.

(2) Contract Period

From the date of contract conclusion to 31 March, 2023

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5 : 00 P. M. 23 December, 2022

(5) Contact Point for Notice

Information Policy Division, Fukuoka Prefectural Office,

7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan

TEL 092 - 643 - 3198

FAX 092 - 643 - 3121

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 上頓野(9) (204 - K - 100)	宮若市宮田134番地 株式会社 佐久間産業 代表取締役 佐久間英定

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年10月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）イオンなかまショッピングセンター

(2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前（平方メートル）	変更後（平方メートル）
34,241	6,017

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
東館北東側 （東館平面駐車場）	377	建物敷地内 （駐車場）	251
西館南東側 （西館平面駐車場）	141		
東館屋上部 （東館屋上駐車場）	423		

西館3階～5階部 (西館立体駐車場)	575		
モール館3階～4階部 (モール館立体駐車場)	315		
合計	1,791	合計	251

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
東館北東側	120	建物北東側	20
東館北側	20	建物北東側	20
東館南西側	30	建物東側	23
西館北東側	74		
モール館北東側	63		
合計	307	合計	63

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
東館西側	794.29	建物北西側	50.00
東館東側	192.00	建物南西側	50.00
東館南側	249.22		
西館南側	516.53		
モール館南側	353.64		
西館東側	154.00		
合計	2,259.68	合計	100.00

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
東館西側	89.89	建物内南西側	42.53
東館東側	17.71		
東館南側	47.59		
西館南側	83.96		
モール館南側	40.17		
西館東側	29.45		
合計	308.77	合計	42.53

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前		変更後	
東館平面駐車場	午前9時00分から 午後12時00分	駐車場	午前8時30分から 午前0時30分
西館平面駐車場	24時間		
東館屋上駐車場	午前9時00分から 午後12時00分		
西館立体駐車場	24時間		
モール館立体駐車場	午前9時00分から 午後12時00分		

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
3	建物敷地北西側及び北東側	3	建物敷地北西側及び北東側
1	建物敷地南東側		
3	建物敷地南西側		

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷捌場Ⅰ	午前 7 時 00 分から 午後 9 時 00 分	荷さばき施設 No. 1	午前 6 時 00 分から 午後 11 時 00 分
荷捌場Ⅱ	午前 7 時 00 分から 午前 9 時 00 分	荷さばき施設 No. 2	午前 6 時 00 分から 午後 11 時 00 分
荷捌場Ⅲ	午前 7 時 00 分から 午前 9 時 00 分		
荷捌場Ⅳ	24 時間		
荷捌場Ⅴ	午前 7 時 00 分から 午前 9 時 00 分		
荷捌場Ⅵ	24 時間		

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 10 月 20 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 コメリパワー川崎店

(2) 所在地 田川郡川崎町田原宮迫 1248-1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）

建物外東側 （駐車場 No. 1）	76	建物外東側 （駐車場 No. 1）	78
建物外東側 隔地駐車場 （駐車場 No. 2）	222	建物外東側 隔地駐車場 （駐車場 No. 2）	157
合計	298	合計	235

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2	建物敷地東側	2	建物敷地東側
4	建物外東側隔地駐車場東側及び西側	4	建物外東側隔地駐車場東側及び西側

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 11 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市中間四丁目 6429 番 4、6429 番 6 及び 6429 番 7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中間市中間一丁目 8 番 7 号

株式会社岡部マイカ工業所

代表取締役 岡部 安三

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 11 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市青柳1187番20、1187番21、1239番4、1239番10及び1239番11並びに字瓜尾1228番7から1228番10まで及び1243番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区唐原一丁目2番1号
株式会社香椎造園
代表取締役 永松 睦雄

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市大井字山合595番1及び595番4から595番12まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区百道浜二丁目902番地1先
株式会社 c o r i n d o
代表取締役 徳留 英太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字戸原字鹿田788番5、788番8から788番10まで、789番3、789番12及び789番13

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区渡辺通三丁目1番10号
相光石油株式会社
代表取締役 寺田 光一郎

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第88号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第1区）における候補者井上貴博の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和4年4月福岡県選挙管理委員会告示第27号）の一部を、次のとおり改める。

令和4年11月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第1区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、井上貴博の項を次のとおり改める。

No.6

候補者氏名	井上 貴博	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	大谷 明治
第1回報告分	令和3年10月15日から令和3年10月31日まで	候補者届出政党又は所属党派		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入	支出	金 額
主たる寄附 (氏名・団体名) 自由民主党福岡県第一選挙区支部 井上貴博後援会 井上ひろゆき後援会 自由民主党福岡県支部連合会	出件屋費 (選挙事務所費) (集合会場費) 信通刷具費 広告費 文具費 食費 雑費	540,000円 419,623円 416,623円) 3,000円) 185,653円 1,684,850円 605,884円 13,588円 196,681円 0円 317,158円
その他の寄附	計	3,963,437円
その他の収入	計	0円
今前回計	計	3,963,437円
前前回計	計	0円
総計	計	3,963,437円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
ビラの作成	476,000円
ポスターの作成	939,000円
選挙事務所での立札及び看板の類の作成	109,828円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	119,175円
計	2,121,821円

No.7

候補者氏名	井上 貴博	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	大谷 明治
第2回報告分	令和3年11月16日から令和3年11月30日まで	候補者届出政党又は所属党派		報告書受理年月日	令和3年11月30日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	出件屋費 (選挙事務所費) (集合会場費) 信通刷具費 広告費 文具費 食費 雑費	30,000円 1,586,156円) 0円) 1,586,156円) 0円) 15,760円) 0円) 3,168,655円) 0円) 0円) 0円) 114,675円
その他の寄附	計	4,915,246円
その他の収入	計	3,963,437円
今前回計	計	8,878,683円
前前回計	計	0円
総計	計	10,810,250円

No.8

候補者氏名	井上貴博	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	大谷明治
第3回報告分	期間	令和3年12月1日から令和3年12月27日まで		報告書受理年月日	令和3年12月27日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支入家 (寄附額)	支出件 (選挙事務所費)	費用	0円
その他の寄附			屋敷	費	42,900円
その他の収入			(集会所費)	費	42,900円)
			通信	費	0円)
			印刷	費	494,318円
			広告	費	196,081円
			文具	費	0円
			雑	費	0円
			泊	費	0円
				費	0円
				費	0円
				費	0円
				費	0円
				費	0円
計		計		計	733,299円
前回		前回		前回	8,878,683円
計		計		計	9,611,982円
計		計		計	
総		総		総	